

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道石狩郡新篠津村

2 構造改革特別区域の名称

しんしのつどぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道石狩郡新篠津村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢と気候

本村は石狩平野の西部、石狩管内の東端に位置し、東は石狩川を隔てて岩見沢市北村に接し、西は石狩郡当別町、南は江別市、北は樺戸郡月形町である。東西 8.7 km、南北 14.3 km、面積は 78.24 km²であり、地形は全くの平坦で、石狩川右岸の一部、及び篠津川両岸の一部に存在する沖積土地帯以外は泥炭地である。

平坦な地勢と石狩川の水利を活かし農業を主軸とした開発が進められ、現在では行政区域のほぼ全域が農業地域として利用されている。

本村には鉄道、国道はなく、主要道道岩見沢・石狩線、主要道道江別・奈井江線、道道月形・幌向線、道道新篠津・金沢線、道道中原・金沢線の 5 路線が村内を貫通する。

札幌市へは 40km、江別市へは 22km、岩見沢市へは 13km と都市部に近く、札幌複合経済交流圏の東端にある。

気候は準内陸性気候に属し、年間平均気温 7.0 度前後、年間降水量 900mm から 1,200mm 程度、積雪量は 1.5m 程度である。

(2) 人口と世帯

本村の総人口は、昭和 35 年の 5,473 人を最高に減少の傾向をたどり、昭和 50 年で 4,216 人、昭和 51 年度に過疎地域指定を受け、現在は 3,737 人（平成 17 年国勢調査）となっている。

その一方で世帯数は増加傾向にあり、平成 17 年には 1,142 世帯となっていて、世帯当たりの人員は 3.27 人／世帯となっている。

また、3 層区分人口では、年少人口、生産年齢人口は減少し、老年人口は増加していて、少子高齢化の傾向にある。

(3) 産 業

本村の就業人口（1,908人）は、第1次産業従事者が47.1%、第3次産業従事者が44.5%となっており、第2次産業に従事する人は8.2%と少ない。

農業が全村的に盛んであり、1次産業従事者の大半が農業従事者である。主要農産物は米、小麦、野菜、花卉などで、機械化等により大規模農業を営む農家が多いが、農家戸数は減少傾向にある。

商業は、村中心部の商店等が中心となっているが、近年では都市部の郊外型大規模店舗の影響がみられ、商店数は微減する傾向にある。

工業は、主に村内建設業者が中心であるが、土木事業の減少により厳しい状況が続いている。

(4) 課 題

本村は、北海道の行政、経済の中心である札幌市から40km圏内にありながら、農業を中心とした村づくりをすすめ、都市近郊という恵まれた立地により生産性と販路を拡大し発展してきたが、近年、農産物の価格低迷や後継者不足等の問題など農業を取り巻く厳しい情勢にあつて、これまでの一元的な農業施策では他地域との競争力を確保できない状況になりつつある。既に他地域との差別化を図るため、特色ある農業を目指し、有機栽培、無農薬、減農薬栽培による農産物生産に取り組むなどの行動をすすめているが、今後はさらに特色ある農業、産物を掲げるなど、地域としての価値を高めていくことが求められる。

特に、米については、全国的な消費量の低迷から生産調整による自由な生産ができないなどの問題があるが、近年、北海道米の食味向上により、全国的に北海道米の価値が見直されている。米が主要農産物である本村は、消費拡大に向けて広く産地としての積極的なPRをすすめるべきであり、また、主食としての消費にとどまらず、多様な利用を推進することにより更なる消費拡大を図るべきである。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 規制の特例措置を活用

本村では、農業協同組合、商工会、農業者と連携し、米を使った新しい料理の紹介を始めとしたPR活動を通じて、米の消費拡大に取り組んできた。その上で、更なる方策として、米を主原料とする濁酒を活用する。

濁酒をきっかけとして米の多様性に関心を持つことで、近年の無農薬・有機肥料栽培を代表とする「安全・安心」な主食としての米を、消費者が再認識することにも繋がる。

また、現時点で、北海道内において、いわゆる「どぶろく特区」の計画認定を受けている地域は1地域のみであり、道内第2番目の「どぶろく特区」となれば、現在注目を集めている北海道米のどぶろくとして注目される可能性は高く、特区制度を利用するメリットは大きい。

(2) 新たな地産地消モデルの構築

農業振興を図る為に大都市から40km圏内という恵まれた地域条件を十分に活かすには、主たる消費者である都市部住民のニーズを的確に把握する必要がある。

都市住民が求めるものは、即ち都市では得られないもの、得にくいものであり、その一つとして「安全・安心」な食物がある。食の安全性に対して意識が高まっている中で、生産者と直接顔を合わせることによって食物を得ることは、何よりも信頼できる手段であるといえる。

本村は、片道1時間で行き来ができる地域条件を生産拠点の利点として活用してきたが、集客面でも利点であるという発想の転換を行い、生産地域・生産現場を消費者自らが訪問できる環境づくりを進めることによって、「地域で生産し、地域に来て消費（購入）する」新たな地産地消モデルを構築する。

その為にも、都市から40km圏内、1時間で訪問できる身近な生産拠点への訪問のきっかけとして、新しい地域資源を創出することが求められており、濁酒はその目玉となりうる。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による特定酒類の製造事業」により、生産者の顔が見える「安全・安心」な米を使用して自家製で造った濁酒をセールスポイントとして活用することで、本村の認知度を高めることができる。

それにより、都市住民が本村を訪問し、主食としての米や他の農産物を食し、購入することで消費・販路拡大を図り、「地域で生産し、地域に来て消費する」新たな地産地消モデルを構築するとともに、本村の田園風景に親しみ、飲食店等商業施設を利用することによって交流人口の増加を促し、地域経済の活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 交流人口の増加

本村は、札幌市から40km圏内、約1時間で訪問できる身近な「地方」である

が、目立った観光拠点などはなく、全体に知名度が低い。

濁酒という目玉を創出することによって、まずは本村を訪問するきっかけとし、その上で農的資源を活用した交流の促進を図ることによって、更なる人的交流拡大の可能性を見出すことができる。そして、これをきっかけとして、本村の持つ農業的・自然的な地域資源を住民が改めて見直すことで新たな魅力を発見し、地域への誇りと愛着が増すことによって、誇り高い地域を築いていくこともできる。

本村への来訪は交流人口の増加を意味し、生産者と消費者の交流の中で、生産者は生産することの喜びを再認識することで活力を得、消費者は「安全・安心」を得るとともに農業に親しみをもち、同時に本村に親しみを持つようになる。

また、現在は都市部住民であつても元来地方出身者である人は少なくなく、特に、いわゆる「団塊の世代」においては、近年定年を迎え第二の人生をどのように過ごすかが大きなテーマとなっている。中には、故郷やそれに近い地方都市へと戻る UJ ターンを行う人もいるが、今まで住んでいた都市部とのギャップに悩み、再び都市部へと戻る事例も見受けられる。

本村の、都市部から 40km 圏内という地域条件は、UJ ターンはできなくとも時折そのような体験を求めるニーズに対して大きな魅力となるとともに、交流を繰り返す中で JI ターンの有力な選択肢となり、農業のみならず商業の活性化等、地域への経済効果を高めることが期待できる。

○交流人口の増加

特例措置活用効果の一つとして、イベント参加者の増加が期待される。また波及効果として村内温泉施設等への入場者数の増加が期待できる。

	平成 19 年度	平成 22 年度目標	平成 25 年度目標
イベント参加者数	5,400 人／年	6,000 人／年	10,000 人／年
温泉施設等入場者数	275,195 人／年	302,000 人／年	330,000 人／年

(2) 農業の活性化

昨今、農産物の輸入自由化等、国内農家を取り巻く状況は厳しいものがあり、本村においても、後継者の減少により高齢農家の比率が増加し、農家数は年々減少する傾向にある。

そのような危機感もあり、生産者自らが自発的な改革に取り組み、生産規模の拡大、無農薬有機栽培等の環境・健康に配慮した付加価値の高い農産物生産

等を進める動きも見受けられる。

本村は、都市部から近く、それを生産拠点としての利点としてきたが、集客面でも利点であるという発想の転換を行い、都市部住民との交流に繋げていくことで、お互いの顔が見えることによって消費者から信頼される、「安全・安心」な農業の可能性が期待できる。

また、温泉施設等に設置されている直売所を通じての販売促進を図り、生産者の所得向上、生産意欲の向上が期待でき、魅力にあふれた生き甲斐を感じる農業へと繋がることを期待できる。

現代社会、特に都市部においては、「スローライフ」、「エコロジー」といった観点から、都市と農村の交流、いわゆるグリーンツーリズムに対して大きな関心が寄せられている。その上で、濁酒を軸とした農産物とイベントの活用、田植え等の身近な農業体験の提供によって、単なる来訪から滞在・居住・帰農といった、交流人口の増加と変化を促すことによる農業振興も期待できる。

○新規事業

農家レストランによる自家製濁酒の製造は、小規模ながらも新たな事業の実施となる。また、将来的には、農業体験を軸とした農家民宿等の開業も期待できる。

	平成 19 年度	平成 22 年度目標	平成 25 年度目標
農家レストランによる濁酒製造件数	—	1 件	3 件
農家民宿による濁酒製造件数	—	0 件	1 件

○農業者人口の増加

交流人口の増加に伴い、新たに農業に魅力を見出す人が現れ、意欲と能力のある地域の担い手としての農業者の増加が期待できる。

	平成 19 年度	平成 22 年度目標	平成 25 年度目標
若年層農業従事者	25 人	35 人	45 人

*若年層：15～34 歳

(3) その他関連特産品への波及効果

地元農業協同組合の地域ブランド米や、JAS 認定を受けた有機農産物など、付加価値の高い農産物は数多いが、全国的に知られる特産品とはなりえず、さらに付加価値を高めた二次加工品を開発していく必要がある。

本特例措置の活用による交流人口の増加に伴い、そうした特産品の開発が促され、更なる経済効果とそれに伴う生産者の意欲向上を図ることが期待できる。

今回の申請による濁酒の効果は、上記を含め、多方面での社会的・経済的効果を産み出す可能性を秘めていると考えられる。

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 直売所の活性化（地産地消の推進）

小規模農業者が比較的参画しやすい手法として、直売所を活用する。また、農家にとっては、新たな販路を確保することで所得の向上に繋がるという直接的な経済効果を図る。

また、生産者と消費者が直接顔を合わせることによって、「安全・安心」という信頼感を醸成することで、「地域で生産し、地域に来て消費する」新たな地産地消の推進を図る。

(2) イベントとのタイアップ

新しのつ青空まつり、しんしのつ温泉まつり等、地域農産物の販売や地元食材を使用した料理の振る舞い等、都市部住民と地域住民との交流の場を提供して、本村の知名度向上、観光客数の増加を図る。

(3) 農的資源を活用した田園の景観づくり

豊かな自然環境と農的資源を活用し、自治体や農業者により都市部住民が農業体験をできる場を用意し、都市と農村の交流を促すことにより、景観資源を活用した交流人口の増加を図る。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、農家民宿等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

北海道石狩郡新篠津村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図る為に濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原材料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産品の創造となり、農業及び生産者の活性化にも繋がる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段となり、濁酒と併せて地元食材を提供することは、地産地消の促進へも波及するものと考えられる。

このような民間の自発的な取り組みが広まることは、特別区域全体の活性化にもつながることから、当該特例措置の適用が必要であると考えられる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとともに、新たに濁酒の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。